

託送供給等約款の変更届出について

当社は、本日、電気事業法第18条第5項^{※1}の規定にもとづき、「託送供給等約款^{※2}」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

今回の届出では、国の審議会における議論等を踏まえ、以下の内容について見直しを行います。

1. 主な変更内容

・ 分割供給の導入

国の審議会^{※3}において、分割供給^{※4}を導入する整理がなされたことに伴い、当該内容を供給条件に反映します。

・ 自家発補給電力の特別措置の見直し

再エネ有効活用の観点等を踏まえ、自家発補給電力の特別措置における評価対象時間帯の見直しを行うこととし、当該内容を供給条件に反映します。

2. 実施日

令和6年10月1日を予定しています。

3. 添付資料

- ・ [別紙「自家発補給電力の特別措置の見直し概要」](#)
- ・ [託送供給等約款変更届出書](#)

※1：電気事業法第18条第5項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの。

※3：第76回 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和6年6月17日開催）

※4：分割供給とは、異なる2者の小売電気事業者が1需要場所において、1引込みを通じて行う小売供給のこと。

以上

自家発補給電力の特別措置の見直し概要

再エネ有効活用の観点を踏まえ、自家発補給電力の特別措置における評価対象時間帯について、2024年10月以降、以下のとおり見直しを行います。

現行の評価対象時間帯	見直し後の評価対象時間帯
<ul style="list-style-type: none">・ 4月、5月、10月、11月の土曜日、日曜日、祝日等※の8時～16時・ 再生可能エネルギー出力抑制の可能性もしくは要請を公表した時間帯	<ul style="list-style-type: none">・ <u>通年の土曜日、日曜日、祝日等※の8時～16時</u>・ <u>4月、5月、10月、11月の平日の8時～16時</u>・ 再生可能エネルギー出力抑制の可能性もしくは要請を公表した時間帯

※ 祝日等とは、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

なお、自家発補給電力の特別措置は、特別高圧および高圧の需要者を対象としています。